



2020年8月5日

伊賀市議会議長 近森 正利様

伊賀市議会議員 百上 真奈



文書質問書

伊賀市議会基本条例第9条3号の規定に基づき、下記のとおり文書による質問を提出いたします。

八幡町の公有地における駐車場管理について

一 「令和2年3月24日付起案八幡町駐車場に関する聞き取り調査報告書（以下「報告書」という）」および「令和2年5月19日付起案八幡町駐車場に関する追加調査報告書（以下「追加報告書」という）」について、内容のほとんどが非公開である。

3月24日付の「報告書」の公開しない理由にある「公にすることにより事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」とは、「報告書」のどこにあてはまるのか、見解を示されたい。

5月19日付「追加報告書」の公開しない理由にある「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」および「公にすることにより事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある」とは、「追加報告書」のどこにあてはまるのか、見解を示されたい。

二 本会議で「調査をする」と市長が答弁した以上、八幡町駐車場に関する調査結果について議会および市民に対しどのように報告および説明をされるのか明確に示されたい。

三 「追加調査報告書」の5ページに「上記専用キャビネットの八幡市民館というフォルダ内に、別紙資料のとおり以下の文書が保存されていることが確認された」との記述があるが、これはどういうことなのか説明されたい。

四 「追加調査報告書」の添付資料 資料1 平成30年度八幡自治会住民総会資料 一式により、平成29年度に八幡管理組合から駐車場分配金115万円が八幡町自治会へ分配されたことが明記されている。本来、駐車料金は行政財産目的外使用料として市への歳入と考えるが、自治会に入金されている。これは、適切な公金の扱いなのか明確に示されたい。

五 「追加報告書」の10ページに「職員に対して改めてコンプライアンスの周知徹底を行い」とあるが、八幡町の駐車場管理についてのコンプライアンスとは何か、見解を示された

い。

六 伊賀市長は、2020（令和2）年6月1日付けで八幡町地区住民自治協議会に行政財産の使用を許可しているが、行政財産使用許可書の「4 使用料等」については「本年度の八幡町地区住民自治協議会（駐車場管理）の年度末清算で収入が支出を上回った額とする」となっている。また、起案文書の「使用料」も「駐車場管理収入が支出を上回った場合は、その差額を徴収する」となっている。これは、2019（令和元年）年9月1日付けで八幡町管理組合に行政財産の使用を許可した時と同じである。

しかし、2018（平成30）年4月1日付けで八幡町管理組合に行政財産の使用を許可した時の「4 使用料等」は「460,000円」となっており、起案文書の「使用料」も「460,000円」となっている。このように、使用料が変更された経緯を明らかにされたい。